

農地法第52条の規定に基づく農地の賃貸借情報の提供

農地法第52条の規定に基づき農地法及び農業経営基盤強化促進法により賃借権設定された農地の実勢の賃借料を下記のとおり情報提供しますので、賃借料の設定の目安としてください。

なお、この賃借料情報は、拘束力はなく賃借料の参考として提供するものです。実際の契約の際には、貸し手と借り手の両方で協議の上、賃貸借契約を締結してください。

記

- 1 対象期間 令和3年1月1日から令和3年12月31日まで
- 2 対象地域 与那国町全域
- 3 対象農地 賃借権が設定された田及び畑

	最高(円)	最低(円)	平均(円)	筆数	申請件数
田	3,700	3,700	3,700	1	1
畑	3,600	2,000	2,900	37	11

備考 金額は10a当たりの年額で、100円未満は四捨五入しています。

令和4年6月24日

与那国町農業委員会